

当社の核セキュリティに係る 主な取組みについて

2025年5月9日
九州電力株式会社

- ◆ 当社は、脅威者による妨害破壊行為の発生を未然に防止し、原子力発電所の安全安定運転を継続させるため、核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動に加え、核セキュリティ対策の更なる強化や改善活動の充実に向けて継続的に取り組んでいます。
- ◆ 今回の委員会では、2024年度 原子力規制検査結果及び核セキュリティ対策に関する改善への取組み状況についてご説明します。

＜ご留意いただきたい事項＞

核セキュリティに関する秘密については限られた者に限定することが必要であり、本会議の場でも公開できる範囲で説明・議論をさせていただきます。

- 1 2024年度 原子力規制検査結果
- 2 核セキュリティ対策に関する改善への取組み状況
- 3 安全性・信頼性向上委員会でのご意見、ご助言への対応状況

○原子力規制検査等に関する規則

原子力規制検査の詳細について規定されており、核物質防護に係る検査は1回以上／年実施することとなっている。

・原子力規制検査等に関する規則第3条

原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。

○2024年度 原子力規制検査結果について

- ・ 回数 : 計5回(玄海3回、川内2回)
- ・ 指摘事項: なし

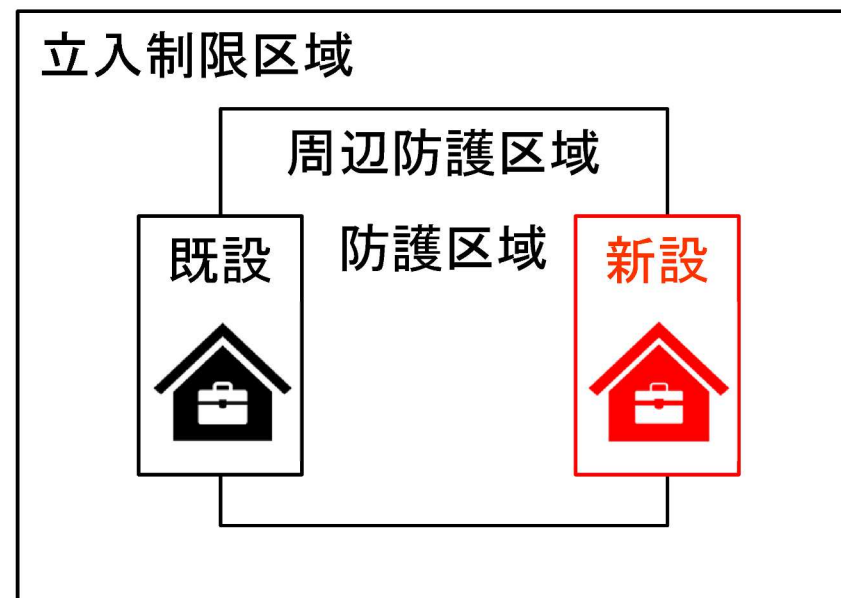
＜評価＞

当社の対策について指摘事項は「なし」であった。

これは当社の核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動が適切に実施されている結果であり、今後も継続して核セキュリティに関する法令遵守、改善活動などの取組みを推進する。

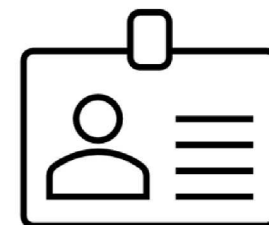
（1）玄海原子力発電所の出入管理建屋増設

- ・定期事業者検査時には作業員が増加することから、既設の出入管理建屋だけでは混雑が発生し、渋滞が発生していた。
- ・このような状況を踏まえて、出入管理建屋における渋滞緩和及び混雑により生じる警備員の焦りを解消し、余裕を持って厳格な出入管理を行うことができる環境の整備を目的として、新たに出入管理建屋を増設する。
- ・運用開始予定：2025年度中



（2）顔認証装置や生体認証装置の導入

- ・近年、デジタル技術の進化が進み、例えば、顔認証システムや虹彩（こうさい：眼球の色がついているドーナツ状の部分）の特徴を判別する認証システムなど、個人を特定する方法は多様化しており、その技術が確立されている。
- ・発電所では、警備員の高齢化もあり、警備員の目視による立入証票等の確認に代わる、より確実な確認方法について検討を進めている。
- ・具体的には、顔認証システムなどの導入に向けた検討を開始しており、現在、様々なメーカーからの情報収集を行っている。
- ・導入予定時期：未定（2027年度目標）



第13回原子力に係る安全性・信頼性向上委員会でのご意見、ご助言への対応状況

ご意見、ご助言内容	対応状況（対応方針含む）
外部脅威者からの防護のみならず、セキュリティの詳細を知る内部脅威者から発電所構内の守るべき対象（重要設備）を防護する必要があることも認識すること。	- 現在発電所では以下の対応を実施しており、今後も継続・徹底する。 ➤個人の信頼性確認 重要設備に対する妨害破壊行為を企てる可能性がある潜在的な内部脅威者を洗い出すための仕組み。 実施方法は面接、薬物/アルコール検査、適性検査 等 ➤2人ルール（相互監視） 重要設備の設置エリアに2人ルールを適用し、同エリア内で作業、巡視を行う場合は、2人以上での相互監視を義務化
フェンス等を用いた2次元的な視点での対策に加えて、ドローン等の小型無人機からの攻撃を想定した3次元的な対策についても検討すること。	- 現在以下の内容について検討している。 ➤検知・ジャミング（妨害信号により撃退）装置の導入 ドローン等の小型無人機による発電所施設への攻撃を防止するためには、早期に検知し、国の関係機関と協働して対処する必要がある。このような対応を可能とするために、メーカーや国の関係機関の関係者との協議などを行いながら、ドローン検知装置やジャミング装置の導入に向けた検討を実施中。

第13回原子力に係る安全性・信頼性向上委員会でのご意見、ご助言への対応状況

ご意見、ご助言内容	対応状況（対応方針含む）
原子力発電所には、様々な作業等が多数入構する状況にあるが、このような状況より生じるリスクを低減させるため、これまでと同様、出入管理等の運用を継続、徹底すること。	- 現在発電所では以下の対応を実施しており、今後も継続・徹底する。 ➤人定確認 発電所入構時に入構が許可された人物か確認を行う。 入構者は事前に許可された区域まで入域を許可。 ➤手荷物確認 発電所入域時に手荷物の確認（開披点検、金属探知機／爆発物検知器による点検）及び事前に申請された持込み物品の確認を行う。 ➤入所時教育 発電所入構時に核セキュリティに関する留意事項や持込み禁止物品、出入管理カードの重要性等について教育を実施。 ➤個人の信頼性確認・2人ルール（相互監視） 実施内容は6頁のとおり。 ➤核セキュリティ文化醸成活動の実施 PDCAサイクルによる改善活動の展開。 社内教育や講演会を通じた核セキュリティに関する意識の醸成。